

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03(3295)4651 発行人 柏木弘文

謹賀新年



松本城

牧野武夫会員撮影



年頭のご挨拶

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部

支部長 柏木弘文

新年、明けましておめでとうございます。会員の皆様にはご健勝で新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、支部の事業運営にあたり、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして平成11年度の諸事業は計画通り順調に推移いたしてまいりました。

さて、社会保険労務士を取り巻く環境は近年にない厳しさがあるなか、政府が土業の独占業務見直し計画を打ち出して3ヵ年が経過しました。名称も「規制緩和」から「規制改革」に改まり、いよいよ本格的な段階に入ってきました。当支部から連合会の規制改革対策委員会（委員長大槻哲也氏、専門委員相馬誠一氏、専門委員金綱久夫氏）の各委員として、現在、政府との折衝で頑張られていることを報告させていただきます。

また、社会では電子情報化の時代が急速に普及してきています。行政機関においても、電子情報化に対し様々な計画を立て、「紙」による情報の管理から「ネットワーク」を駆使した情報の管理への移行を推進しています。2003年までに、諸官庁への申請・届出は100%電子化し、高度に情報化された「電子政府」の実現を目指しています。

社会保険労務士にも「電子化推進の波」は身近に押し寄せています。これらの諸問題に対して従来と違った対応を求められ、それに応えなければならないという、まさに社会保険労務士としての真価が問われる年になるのではないかと考えます。

本年も、引き続き厳しい環境にありますが、全力を尽くしてまいりたいと存じますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。して年頭のご挨拶といたします。



新春のご挨拶

第二部会長 浅香博胡

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

バブルの崩壊によって幕が開いた1990年代でしたが、景気によやく明るさが見えつつある中、2000年を迎えました。

当東京都社会保険労務士会においては、初の公選制により誕生した組織体制のもと、新たなミレニアムを迎えました。

企業は、今、終身雇用・年功序列の崩壊と新たな人事労務管理の模索という、雇用・処遇面での急速な変化が見られ、又、社会的には超高齢社会

への突入による年金・医療の本格的な変革期を迎え、私たち社会保険労務士の役割は、一層増してきております。まさに、一人ひとりが一層の能力開発に取り組み、企業や社会からの期待に応え得るよう理論武装すべき時と考えます。

支部組織とその活動に関しては、新体制のもと一層の充実と新たなミレニアムの社会での社会保険労務士の地位向上のため、会員一同の力が結集できますよう、新年を迎えるに当たりまして、特に勤務会員の支部活動へのご参加・ご支援を切にお願い申し上げます。



新年のご挨拶

東京都社会保険労務士政治連盟 千代田・中央支部

支部会長 恩田和明

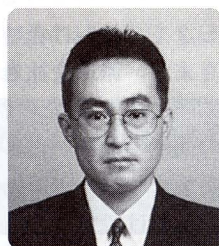
新年明けましておめでとうございます。支部所属会員の皆様には、社会保険労務士の制度発展のため、当政治連盟へご支援ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

今年は千年紀の最後の年であります。21世紀へ向けた社会保険労務士の制度はどうあるべきか皆様の積極的なご意見、ご提言を頂きたいと思いますが、私は、次の3点の課題があると思います。まず法第23条における労働争議不介入の制限の撤廃であります。次に規制改革に関連して、社会保険労務士を法律専門職種として主張し、職域を拡大することです。更に開業社会保険労務士の名称問題であります。開業者の中には、事務所名に

色々な名称を冠しておられますが、他士業と比較して非常に紛らわしいものがあります。新世紀には「〇〇社会保険労務士事務所」としか呼称できないように統一したいものであります。

こうした課題の解決には、どうしても政治連盟の役割が重要となってまいります。昨年末に発行された会費納入者名簿によりますと、当支部会の納入率は、はなはだ低調であります。

今年3月には、再度追加納入者の発表が予定されていますが、近々衆議院の解散もとりざたされており、財政基盤確立の為、皆様の一層のご協力、ご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。年頭のご挨拶と致します。



年頭のご挨拶

第一部会長 橋本敬司

会員の皆様新年明けましておめでとうございます。お陰様をもちまして、第一部会の事業は順調に運営されております。この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、現在私たちが直面している話題として社会保険労務士を含む法律系独占業務の規制改革(緩和)があります。

この流れを脅威と感じるか好機と思うかは人それぞれでありましょう。私は、平成9年6月の第1回第一部会例会の冒頭で「実効支配」のお話をしました。ここで改めてそのことを強調したいと

思います。実際にその仕事をしていることが、規制改革に対抗するための最低条件であると現在でも考えます。

価格破壊の時代に向き合わなければならないなりわいとしての士業と、国家資格としての士業とのジレンマはありましようが、社会的責務を負うという自負(誇り)がある限り、我々はこの仕事をし続けているであろうと確信しています。

2000年という記念すべき年が皆様にとって最良の年となることを祈念して新年のご挨拶といたします。

講演

「改正労働者派遣法は社会 保険労務士に何をもたらすのか」

講師：須藤 光雄氏

日時：平成11年11月17日（水）

場所：東京都社会保険労務士会館

平成11年12月1日より改正労働者派遣法が施行されました。この改正法がわれわれ社会保険労務士に与える影響は何なのか、社会保険労務士としてどのように関わっていくべきなのかについて須藤光雄氏が講師として講演されました。

派遣業界の現状と問題点

派遣労働者として働いている人は、平成11年1月現在で18万5000人といわれます。年間の登録者数が40～45万人で、そのうち新規で入ってくる人が4～5万人、逆に、3万5000～4万人が辞めていくというのが実態です。派遣事業所数は全国で1万5300カ所ありますが、このうち労働省の許可を得て事業を行う一般派遣（登録型）は5分の1程度ですから、ほとんどが労働省への届出だけで済む特定派遣の事業所といえます。

業界の推移という点では、昨年度まで増加の一端をたどっていた登録者数が、なぜか今年あたりから伸びておらず、この状況のなかで新しい法律に対応しないといけないということで、各人材派遣会社は大きな危機感を覚えています。さらに、

これまで主流であった28～34歳という年齢が、毎年少しずつ低下してきているという傾向も見られます。

女子学生の就職難による新卒の派遣社員への流入、あるいは外資系派遣会社の日本進出が活発化したことで、派遣社員の年齢構成、稼働状況が変化してくるということは当然のなりゆきですが、そういう状況に伴い、若い人ばかり集まってしまう、自分のところで教育しなくてはいけないから大変だという声をよく聞きます。派遣会社も、2年ぐらいまでは大きな伸びを示してきたけれど、景気低迷により売り上げの面で伸びが止まっています。ただ、いい人材が集まれば、派遣先にどんどん送り込むこともできるわけです。

今後の動向を見ていきますと、社会保険の適用という面では、昨年、大手の派遣会社の場合で10～20億近い金額を徴収されたという現実もあり、収益が圧迫されてきています。そういうなかで、人材派遣会社各社としては、景気が回復すれば今度は人材不足に陥って、てんてこ舞いをするだろうから、いまのうちになんとか早く、いい人材を集めたいと考えているのです。

長期的にも、構造的にも、派遣会社は今後の一つの成長産業であることは確かであり、それだけに他産業からどんどん参入してくることが考えられます。たとえば電通、博報堂では、昔から女子社員はほとんど契約社員で賄ってきていますが、

それを派遣に切り替えて、自分の子会社として派遣会社をつくる方向に向かっています。この傾向は、法律が改正されればさらに進み、かなりの数の派遣会社ができるのではないかと思います。大学でさえ派遣会社を持つという動きが出てきています。たとえば、土日に大学を地域住民に開放するためにドクターコースやマスターコースの学生を活用し、事務職を土日の勤務から解き、コスト低減を図るということを視野に入れているわけです。

ただ、派遣会社の動きが活発になることで問題点もあります。とくにトラブルの3大要因として考えられるのが、セクハラ、中途解約、事前面接の問題です。これらへの対策として、派遣業界では、各企業に対し、弁護士と相談して労務相談のマニュアルを作成し、徹底化させるよう要望しています。この問題についても、改正派遣法では、ハローワークに労務相談窓口をつくり、解決しようとしていますし、企業側でも、コーディネーターという職が相談窓口的な役割を果たすようになってくると思われます。

そのほかにも、労働・社会保険の費用負担が大きくなるという問題、さらにプライバシー問題、登録者数の減少に伴う技能者不足などの問題が考えられます。

改正のポイントと改正派遣法 が社労士に与える影響

今回の改正は、ILO 181号の条約採択に伴う国内法の整理と規制緩和による促進という名目のもとに行われるものでありますが、この改正でとくに大きな特徴としてあげられるのが、派遣元事業主への指針、派遣先事業主への指針というように、指針が分かれていることです。そして、その両者の関係が、派遣元に対する禁止事項が派遣先に対しては努力義務となっているという相関関係にあることで、おもな内容は次のとおりです。

派遣元事業主への指針 (1)労働・社会保険の適用促進 (2)個人情報の保護 (3)事前面接については、派遣労働者の特定を目的とする行為に対する協力の禁止

派遣先への指針 (1)派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止 (2)労働者派遣の中途解除(派遣先の責に帰すべきときには30日分の賃金相当額を支払う、解除の理由を明確にすること等) (3)同一業務の判断基準 (4)クーリング期間その他、許可基準の見直しでは、今後は専ら派遣というものが問題になってくると思いますし、さらに規制緩和に伴って新しく登場するものとして、紹介予定派遣というものも考えられます。ただし、これも実態面で真に労働者のためになるかどうかは疑問です。

それでは、今回の改正派遣法は社会保険労務士にどのように関わってくるのでしょうか。

第1は、同一業務の特定の問題です。世の中がアウトソーシングの時代ということで、そういう事業体が多くなってくると、派遣先がこのあたりの法律を明確に認識していないとトラブルの原因にもなりますから、社会保険労務士の皆さんに判断を仰ぐことが出てきます。

第2はセクハラ規定で、各顧問先の企業で問題が生じた場合は、社会保険労務士の皆さんが相談を受けるケースが今後は増えてくるような気がします。

第3は、賃金の関係です。派遣先企業が新しい職種の人の派遣を受ける場合、基準がありませんから、その人の評価・技能・賃金をどう判断するのかという点で、派遣先企業が社会保険労務士に判断を託することも生じてくると思われます。とくに今後は、物販、介護関係、製薬会社関係のMR等、新しい分野で問題が出てくることも考えられます。

さらに、具体的なかたちとしては、派遣会社の設立代行手続き、就業規則の変更、新業務のコーディネーターに対する法令関係の教育、新派遣労働者の受け入れ指導、新派遣会社の1～2号業務というものも視野に入れておく必要があります。

とくに今回の法律は、派遣会社にとってもいい面、悪い面がありますし、派遣労働者にとっても、働く環境がいままでどおりに確保されるかなど、諸問題を抱えていますので、労務相談業務というものが社会保険労務士にとっては重要な業務の一つになってくると思われます。

今はまあまあ満足、 だけど将来は不安

高齢者の日常生活に関する意識調査結果

60歳以上の6割の人が将来の日常生活に何らかの不安を感じていることが、全国の60歳以上の男女3000人を対象に実施された総務庁の「高齢者の日常生活に関する意識調査」で明らかになりました。

それによると、日常生活全般について、「まあ満足している」が58.5%、「満足している」が27.2%と合わせて9割近くを占めています。しかし、今回の調査結果を65歳以上に限定し、平成6年の調査と比較してみると、「満足」が2.5%低くなり、とくに「満足している」と回答した人が6.4%も減っています。

次に将来の自分の日常生活に対して不安を感じるかどうかの問いに対して「多少感じる」が52.8%と過半数を占め、「とても感じる」の10.8%と合わせると何らかの不安を感じている人が6割を超えています。年齢別にみると、60歳代前半では68.2%の人が不安を感じており、年齢が高くなるほど「不安は感じない」人の割合が高くなっています。

不安を感じる人の理由をみると、「自分や配偶者の健康や病気のこと」が68.5%と最も多く、次いで「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」が52.0%、「生活のための収入のこと」が26.3%、「頼れる人がいなくなり一人きりになること」が20.3%となっています。

さらに、高齢社会に対する対策として社会として重点を置くべき点は何かを尋ねたところ、「老後を安心して生活できるような収入の保障」が48.6%、「介護サービスが必要な時に利用できる体制の整備」が42.6%と高く、次いで、「高齢者の体が不自由になっても生活できる住宅の整備」が27.2%、「高齢者の外出・利用に配慮した移動手段・公共交通の整備を含む高齢者に配慮した街づくりの推進」が23.9%、「高齢者の各種相談に

ついて身近に対応してくれる相談体制の整備」が22.5%という結果でした。

AO入試世代

かつて大学入試に「共通一次試験」が導入された後、新卒者を「共通一次世代」と呼んで、特色を分析する動きが広まったことがあります。その経験を思い出していえば、数年先には「AO入試世代」の新卒者が出てきます。「AO」とは「アドミッション・オフィス」のことで、従来のような短時間の機械的な学力試験ではなく、大学内の専門職を集めたオフィスが、面接や論文をふくむ多面的・総合的な検討で入学者を選抜する方式で、平成12年度入試では初めて国立大学も採用、前年度の5倍以上、約70大学が実施する見込みだそうです。そこまでは「社会ニュース」ですが、4～5年後には、その方式で選抜された学生が新卒者となって企業社会に入ってきます。そのとき企業社会は「AO入試世代」をどのように受けとめ、どのように対処することになるのか。まだ早いようですが、関係部門では研究を始めておく必要があるかもしれません。

ネーミングライター

企業の新製品の商品名を考案したり、売れ行きのよくない商品の名前を付け直したりする「ネーミングライター」という職業が、手軽なサイドビジネスとして注目を集めています。すでに民間団体の「ネーミングライター協会」（本部・東京）が設立されており、同協会が資格認定を行っていますが、ネーミング技術のほか商標法などの知識も必要。協会が発足したのは平成5年のことだそうです。いまでは全国で10支部、約千人の会員がいるといわれています。具体的には、企業から同協会に寄せられる「新商品の名称募集情報」などをもとにアイデアを出し、企業に提案します。採用されれば「契約金」や、「売上金の一部」を受け取ることができます。これまでに成功した例としては、靴下の「通勤快足」や、浄水器の「アクア・メイト・ミー」、ダイエット用のコルセット「肉取物語」などがあります。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H11.8.1	菅原利一	麹町	勤務
H11.8.1	大雲俊介	神田	勤務
H11.8.1	白浜立志	日本橋	勤務
H11.8.1	八木 清	日本橋	勤務
H11.8.16	宮永 泉	日本橋	開業
H11.8.25	山田泰章	神田	勤務
H11.8.27	住 美賀子	麹町	開業
H11.9.1	山崎正鎮	麹町	勤務
H11.9.1	深山親弘	麹町	勤務
H11.9.1	飯坂智子	京橋	勤務
H11.9.10	西川治利	麹町	開業
H11.9.13	酒井典子	麹町	開業
H11.9.13	原 麻子	麹町	開業

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H11.9.30	有海靖子	京橋	開業
H11.10.1	大口善朗	神田	開業
H11.10.1	山崎 勉	京橋	開業
H11.10.1	稲垣志保里	麹町	勤務
H11.10.1	田中良一	麹町	勤務
H11.10.1	佐々木薫	麹町	勤務
H11.10.1	赤田博子	神田	勤務
H11.10.1	我妻慶一	日本橋	勤務
H11.10.1	鈴木直子	京橋	勤務
H11.10.18	助川弘美	日本橋	開業
H11.10.31	後藤 清	麹町	勤務
H11.10.31	木川孝男	京橋	勤務

千代田区主催

ポイ捨て防止 「標語とイラスト」入賞

ポイ捨て防止条例施行に伴い、千代田区が公募したポイ捨て防止「標語とイラスト」におきまして、当支部の金綱久夫氏の作品が入選されました。

〔入選作品〕

「ポイ捨ては、

あなたの心を捨てること」



賞状を受ける金綱久夫氏

中央地区協議会主催

親睦ボウリング大会終る

平成11年11月16日、恒例の地区協主催ボウリング大会が水道橋の後楽園ボウリングセンターで実施されました。

地区協を構成する3支部合計で40名が参加し、また事務局からの4名を加えた44名は、和やかな雰囲気の中にも一投毎にあちこちのレーンで歓声やら拍手が湧くという熱戦を繰り広げました。

また、ゲーム終了後場所を移動し懇親会を兼ねた表彰式を行いました。順位は2ゲームトータルによる個人戦により決定（下記参照）し、懇親会においてもボウリング談義に花が咲いておりました。この度幹事を務められた皆様方に感謝いたします。

優 勝	寺田 晃（千代田・中央支部）	366
準優勝	設楽 勝広（台東支部）	355
第3位	赤松 義博（千代田・中央支部）	339

平成11
年度

労働・社会保険関係街頭相談実施

中央地区協議会（千代田・中央支部、文京支部、台東支部）主催で平成11年10月21日（木）に上記の件を実施しました。

おかげさまで大盛況でした。相談員をはじめ、当日応援いただきました会員の皆様ありがとうございました。

概要は次のとおりです。

場 所：営団地下鉄 後楽園駅

相談員：午前：辻本 均、来海和彦

午後：今井浩爾、藤波要子

相談件数：63件

また当日は街頭相談コーナー応援者として、以下の方々にご協力いただきました。

街頭相談協力者 赤森伸子、吉瀬君江、内藤晃、新堀英行、橋本敬司、柏木弘文

平成11年度 労働・社会保険関係 街頭相談実施結果

相 談 内 容	件 数	%
厚生年金保険	27	42.9
国民年金	17	27.0
健康保険	5	7.9
国民健康保険	0	0
労働基準法	6	9.5
雇用保険法	6	9.5
労災保険法	1	1.6
労務管理\その他	1	1.6
合 計	63	100.0

各社会保険事務所主催 街頭相談協力者

麹町社会保険事務所

11/8（月）小島史明 11/9（火）西村道子

神田社会保険事務所

11/8（月）村上秋子 11/9（火）菊地和子

日本橋社会保険事務所

10/29（金）玉田壤三 11/8（月）堂馬 勇

京橋社会保険事務所

11/8（月）勝本京子 11/9（火）篠原兼敏
以上8名の皆様ご苦勞様でした。

あ
と
が
き



今期、初めて千代田・中央支部の活動に参加する機会をいただきました。広報委員も初体験です。

正直のところ、委員になる前は送付された会報等もタイトルに目を通す程度でした。これまでの3回の会報編集会議や会報の発送作業にたずさわって、広報委員・総務委員等の皆さんの会に対する情熱、ボランティア活動に接して驚きと感銘を受けました。

微力ですが、支部会員の皆さま方のお役に立つ会報づくりに努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

（下山）